平成２１年（フ）第７６７３号
東京都港区南青山２丁目２番15号
破産者　有限会社カシータ
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６７４号
千葉県浦安市明海３丁目２―８―203
破産者　木村　裕行
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第９１号
山梨県南都留郡富士河口湖町勝山1224番地
破産者　有限会社ホームファクトリー
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２０年（フ）第９８１号
名古屋市千種区田代町字四観音道西20番地の７
破産者　株式会社アクト
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７５６号
名古屋市中区大須３丁目37番８号
破産者　株式会社今井商店
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９７０号
名古屋市中区千代田３丁目22番17号
破産者　明光産業株式会社
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３５７号
愛知県清須市清洲499番地２
破産者　有限会社ブリッヂ
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６３６号
神戸市北区有野台３丁目５番の３
破産者　株式会社ワイエム
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１１０号
高知県須崎市西町１丁目１番３号
破産者　有限会社上岡建設
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第９１０号
横浜市戸塚区汲沢３丁目１番18―306号
破産者　有限会社サイキコーポレーション
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５４５号
岐阜市玉井町13番地
破産者　株式会社アテナ
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１７７号
岐阜市鏡島1534番地４
破産者　木村　節雄
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第５６９号
岡山県倉敷市水島北緑町３番５号
破産者　株式会社島田組
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３７５号
埼玉県児玉郡神川町大字新里2318―９　２Ｆ、住民票上の住所群馬県甘楽郡南牧村大字大日向1802番地１
破産者　青木　文孝（旧姓河田）
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１１５号
群馬県高崎市三ツ寺町1191番地３
破産者　淡島　　透
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２０年（フ）第６５１号
埼玉県坂戸市泉町３丁目３番地６　いずみ２番館107号室
破産者　安田　蘆水
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２５４号
埼玉県入間市大字下藤沢332番地55
破産者　西浦　茂生
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２５５号
埼玉県入間市大字下藤沢332番地55
破産者　西浦　功樹
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２７１号
埼玉県所沢市大字山口2536番地の４　スカイハイツＡ―207
破産者　大塚　健司
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第１５８号
札幌市手稲区前田11条10丁目５番５号　ハーバーハイツⅢ―101号、開始決定時の住所北海道小樽市星野町21番18号
破産者　村井　詔一
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部